

# 1. 寄 附 行 為

## 第1章 設立、名称及び事務所

(設立)

第1条 この研究所は、東京海上火災保険株式会社が寄付する金100万円をもって設立する。

(名称)

第2条 この研究所の名称は、財団法人損害保険事業総合研究所とする。

(事務所)

第3条 この研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この研究所は、損害保険及び関連分野の事業の健全な発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 損害保険及び関連分野の事業に関する調査研究及び資料の収集、整理
- (2) 損害保険及び関連分野の事業に関する講演会等の開催、図書室の設置及び印刷物の刊行
- (3) 損害保険及び関連分野の事業の改善、発達、助成を目的とする事業に対する支援
- (4) 損害保険及び関連分野の事業従事者等の講習、養成
- (5) その他この研究所の目的を達成するために必要又は有益な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この研究所の財産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 第1条の寄付金
- (2) 前号以外の寄付財産
- (3) 財産から生じる収入

( 4 ) 事業に伴う収入

( 5 ) その他の収入

( 財産の種類 )

第 7 条 この研究所の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 . 基本財産は、次に掲げるもので構成する。

( 1 ) 第 1 条の寄付金

( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

( 3 ) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 . 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

( 財産の管理 )

第 8 条 この研究所の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

2 . 基本財産は、国債、公社債等確実な有価証券の所有、貯金、銀行への預入れ、信託会社への信託等安全確実な方法で管理するものとする。ただし、寄付財産は、寄付者の意思を尊重して、寄付当時の財産のまま管理することができる。

( 基本財産の処分の制限 )

第 9 条 この研究所の基本財産は、これを処分し、又は担保に提供することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない必要が生じたときは、理事会で理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を経て、その一部を処分し、又は担保に提供することができる。

( 経費の支弁 )

第 10 条 この研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業年度 )

第 11 条 この研究所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び予算 )

第 12 条 この研究所の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決を得るものとする。

( 暫定予算 )

第 13 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由で予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 . 前項の収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

( 事業報告及び決算 )

第 14 条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支に関する決算書類、財産目録等を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 . 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、

会長に提出しなければならない。

3. 会長は、本条第1項の書類及び監査報告書について、理事会の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第15条 この研究所が借入期間1年以上の長期借入をしようとするときは、理事会の議決を得たうえで、主務官庁に届け出なければならない。

#### 第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第16条 この研究所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上16人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内
- (3) 評議員 20人以上30人以内

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会で、次の者の中から選任する。

- (1) 学識経験がある者
  - (2) 保険業法に基づいて免許を受けた損害保険会社の代表者又は代理者、及び社団法人日本損害保険協会の理事
  - (3) この研究所にとって功労があった者
2. 理事は、理事会で、その互選によって、会長、理事長、専務理事、常務理事各1人を選任することができる。
  3. 評議員は、理事会で、本条第1項第1号から第3号までに該当する者の中から選任する。
  4. 理事、監事又は評議員は、相互にこれを兼ねることができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、評議員が理事を兼ねることができる。
  5. 本条第1項第2号の役員が同号に定める資格を喪失したときは当然に、この研究所の役員を辞任したものとみなす。

(役員職務)

第18条 会長は、この研究所を代表し、この寄附行為の定めに従って、業務を総理する。

2. 理事長は、この研究所を代表して業務を統轄し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員となったときは、その職務を行う。
3. 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠員となったときは、その職務を行う。

4. 常務理事は、専務理事を補佐して業務を処理し、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が欠員となったときは、その職務を行う。
5. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めに従って、業務を議決し、執行する。
6. 監事は、民法に定める職務を行う。
7. 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為の定めに従って、職務を行なう。

( 役員の任期 )

第 19 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じたため、又は増員として新任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

( 役員の解任 )

第 20 条 理事又は評議員が次の各号の一に該当するときは、理事については評議員会で、評議員については理事会で、それぞれ理事現在数又は評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合には、理事会又は評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

( 役員の報酬等 )

第 21 条 役員は名誉職とし、原則として無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には交通費、日当等の費用を支払うことができる。

( 顧問 )

第 22 条 この研究所は、顧問若干名を委嘱することができる。

2. 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて、又は理事会に出席して、意見を述べることができる。

( 職員 )

第 23 条 この研究所の事務を処理するため、職員を置く。

2. 職員は、会長が任免する。

## 第 5 章 理事会及び評議員会

( 理事会の構成 )

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定める事項のほか、この研究所の業務に関する重要な事項を議決する。

(理事会の種類)

第26条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、毎年2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、又は監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集するものとする。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の7日前までに各理事に通知するものとする。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、又は他の理事に表決権の行使を委任することができる。

2. 前項の規定により書面で表決し又は他の理事に表決権の行使を委任した理事は、前2条の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項、議事の経過の概要及び議決事項

( 4 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 . 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印するものとする。

( 評議員会の構成 )

第 3 3 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

( 評議員会の権能 )

第 3 4 条 評議員会は、この寄附行為に別に定める事項のほか、会長の諮問に応じて、この研究所の運営に関する重要な事項について審議し、議決する。

( 評議員会の種類 )

第 3 5 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種とする。

2 . 定時評議員会は、毎年 1 回開催する。

3 . 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

( 1 ) 会長が必要と認めたとき。

( 2 ) 評議員現在数の 3 分の 1 以上から、又は監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

( 評議員会の招集 )

第 3 6 条 評議員会は、会長が招集する。

( 評議員会の議長 )

第 3 7 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。ただし、議長が互選されるまでの会議の進行は、会長が行う。

( 評議員会への規定の準用 )

第 3 8 条 第 2 7 条及び第 2 9 条から第 3 2 条までの規定は、評議員会について準用する。

## 第 6 章 寄附行為の変更及び解散

( 寄附行為の変更 )

第 3 9 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会で、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経たうえ主務官庁の認可を受けて、変更することができる。

( 解散 )

第 4 0 条 この研究所は、民法の規定によるほか、理事会及び評議員会で、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

( 残余財産の処分 )

第 4 1 条 この研究所が解散する時に所有する残余財産は、理事会及び評議員会で、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得たうえ主務官庁の許可を受けて、この研究所と類似する目的の団体に寄付するものとする。

## 第7章 補 則

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、理事会、評議員会及び事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

第43条 この研究所の設立当初の評議員会は、設立者である東京海上火災保険株式会社取締役会長各務謙吉がこれを招集する。

第44条 この研究所の設立当初の事業年度は、設立登記の日に始まり、昭和8年12月31日に終わる。

第45条 平成11年8月9日付の寄附行為の一部変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、主務官庁の認可後であって、平成11年8月8日現在在職する理事、監事及び評議員の任期満了の時から施行する。

制 定 昭和 8年11月24日

一部改正 昭和22年 8月28日

同23年 6月12日

同24年 9月 1日

同26年12月11日

同44年 8月 1日

同47年 6月21日

同55年12月23日

同63年10月27日

平成 2年 4月26日

同11年 8月 9日(同年8月31日認可)